

# 補償の対象となる主な事故例(理容店側の不注意(過失)による事故が原因となるもの)

## 理容店の業務を原因とする事故

施術中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。



エステ(BBエステティック)中に不注意により、顧客の顔面や身体に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。



顔そり後、化粧品や薬液等の使用により顧客の頭部や顔面に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。



訪問理容業務(施術)中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。



## 理容店の設備に起因した事故

サインポールや看板をきちんと設置していなかったために、倒れたりして第三者にケガをさせたとき。



床が濡れてすべりやすい状態であるのを放置していたため、顧客等が転んでケガをしたとき。



店内の設備(器具ケース、ショーケース、棚等)がきちんと管理されていないために倒れたり、落下したりして顧客がケガをしたとき。



## 顧客より預かった現金、受託物の事故

顧客より預かった携帯品(メガネ、傘、衣類等)の盗難、紛失、き損および現金(1事故1万円、補償期間中500万円限度)が盗難にあったとき。

